

答 申 個 第 6 9 号

平成29年1月20日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成27年12月18日付け西区窓第88号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市の見解文書の決裁書類の不存在による非開示決定事案 (諮問個第103号)

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年10月14日に、実施機関の西京区役所市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「H25.11.18付京都市の見解文書の決裁書類を一切合切下さい」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市民窓口課は、本件請求に係る公文書を作成していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年11月9日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年11月20日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てを行った。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る公文書について  
異議申立人が求めている文書は、これまでの異議申立人とのやり取りから、以下の文書であると解することができる。  
「異議申立人宛回答文書（行財政局コンプライアンス推進室及び西京区役所地域力推進室発）」（以下「回答文書」という。）の決定書（以下「本件公文書」という。）
- (2) 本件処分の理由について  
本件公文書は、異議申立人の求めに応じて、行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）及び西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）の連名での回答文書の決定書である。

異議申立人は、市民窓口課に対して回答文書の決定書の開示を請求しているが、同課が所管する文書ではないため、決定書は作成・保管していない。

なお、地域力推進室においても、コンプライアンス推進室が回答文書を連名で作成することに了解をしたのみで、決定書は作成していない。

また、これまでの異議申立人と市民窓口課との間で戸籍の文字の訂正（更正）に係るやり取りから、市民窓口課は、関係部署として地域力推進室から取得した回答文書のコピーを保有しており、次のとおり既に異議申立人に開示を行っている。

<既に開示した文書> 平成26年5月30日付け京都市指令西区窓第2号  
異議申立人宛回答文書（コンプライアンス推進室及び地域力推進室発）

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

作成していないとのことですが、連名なので西京区でも決裁書が当然あると思います。コンプラの決裁書に西京区の了解済とありました。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人が求める文書は、個人情報開示請求書、異議申立書及び理由説明書から、回答文書の決定書であると認められる。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関の説明によると、本件公文書は、コンプライアンス推進室と地域力推進室とが連名で異議申立人に宛てた回答文書の決定書であり、異議申立人は、市民窓口課に対して本件公文書を請求しているが、同課が所管する公文書ではないため、作成していないとのことであった。

当審査会が回答文書を確認したところ、回答文書は、西京区役所職員の発言に関する経過及び実施機関の見解等を回答するものであり、コンプライアンス推進室及び地域力推進室の連名で作成されていた。また、回答文書の内容から、服務監察及び業務監察を所管するコンプライアンス推進室と、区役所の庶務を担当する地域力推進室とが協議して作成した文書であると認められ、市民窓口課が作成に関与していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

イ 実施機関が決定書案を作成する場合において、当該事案が他の局、区等が所管する事務に必然的に関連するときは、京都市公文書取扱規程（以下「取扱規程」という。）第23条に基づき事前協

議することと規定されている。また、特に他の局、区等の承認等を求める必要があるときは、取扱規程第24条に基づき合議をするものとされている。

本件公文書は、コンプライアンス推進室が起案、作成したものであり、同室が保有している。他方、地域力推進室は取扱規程第23条に基づく事前協議先であって本件公文書を保有していない。ましてや市民窓口課は、本件公文書の作成に関与していないので、本件公文書を作成、保管していないという実施機関の主張に不合理ないし不自然な点はない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成27年12月18日 諮問（諮問個第103号）

平成28年 1月18日 実施機関による理由説明書の提出

12月16日 審議（平成28年度第8回会議）

平成29年 1月20日 審議（平成28年度第9回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要ないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

#### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）